

令和4年9月愛荘町議会定例会会議録

令和4年9月27日（火）午前9時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 2 議案第33号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第34号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第35号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第37号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 9 議案第40号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第10 議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10

~~~~~

追加日程第1 議案第42号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

~~~~~

追加日程第1 議案第43号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 追加日程第2 議案第44号 財産の取得につき議決を求めることについて
 追加日程第3 議案第45号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）
 追加日程第4 議案第46号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~

- 追加日程第1 意見書第2号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書  
 追加日程第2 議提第12号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第3 議提第13号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第4 議提第14号 広報常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第5 議提第15号 議員派遣について

**出席議員（14名）**

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 久保田 正利 君  | 2番 小 菅 久 宣 君  |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君  |
| 5番 村 西 作 雄 君 | 6番 森 野 隆 君    |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君  |
| 9番 外 川 善 正 君 | 10番 河 村 善 一 君 |
| 11番 瀧 すすみ江 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13番 辰 己 保 君  | 14番 村 田 定 君   |

**欠席議員（なし）**

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

- |           |        |              |        |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 町 長       | 有村国知君  | 副町長          | 中西 功君  |
| 教 育 長     | 徳田 寿君  | 兼企画政策監       | 上林市治君  |
| 総務政策監     | 生駒秀嘉君  | 兼教育振興課長      | 森 まゆみ君 |
| 産業政策監     | 北川三津夫君 | 兼福祉政策監       | 西川傳和君  |
| 経営戦略課長    | 田中孝幸君  | 兼ワクチン接種推進室長  | 久保川瑞穂君 |
| くらし安全環境課長 | 水谷徹也君  | みらい創生課長      | 小林充周君  |
| 健康推進課長    | 木村美紀君  | 公共施設最適配置推進室長 | 重田祐史君  |
| 住 民 課 長   | 越後聡美君  | 福 祉 課 長      | 山本拓也君  |
|           |        | 子ども支援課長      |        |
|           |        | 農 林 振 興 課 長  |        |

建設・下水道課長 羽田 順行 君

生涯学習課長  
兼国スポ・障スポ開催準備室長

陌間 秀介 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 青 木 清 司 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。朝早くから大変御苦労さまでございます。9月後半になりまして、朝夕はめっきり涼しくなり、秋の季節を感じるこの頃でございます。また、10月に入りますと、自治会、また町においてのイベント等もあると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。着座にて失礼をします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時01分

再開 午前9時01分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） お諮りします。ただいま議案1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1、議案第42号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） 議案第42号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について、おわびとともに御説明をさせていただきます。

既に新聞等で報道がなされているところでございますが、このたび、令和2年度分の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学童保育所運営に係る物品購入補助金について、2事業者6施設分、計107万3,995円の支払いが行えていないという不適切な事務処理がございました。町民の皆様、事業者の皆様、関係の皆様にご心からのおわびを申し上げます。

当該事業者に支払う経費につきましては、去る9月7日に提出いたしました議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）に計上しておりますが、本来であれば、国からの交付金を10分の10財源充当が可能であったものが、この費用につきましては町の一般財源から支出いたしますことから、町民の皆様にご負担をおかけすることとなります。この点につきましても、町民の皆様にご重ねておわびを申し上げます。この次第でございます。

本件に係る組織管理上の責任を重く受け止め、議案第42号におきまして、私並びに副町長の給与を減額する条例案を提出させていただいたものでございます。

私につきましては10月、11月の2か月間、副町長は10月の1か月間、それぞれ10分の1を減給するものでございます。今回の事案のほか、複数の事務処理誤りが発生していることを受け、改めて適正な事務処理の徹底を図るため、職員への訓示や事務処理に関する庁内一斉点検指示を行っております。また、今後さらに事務ミス防止に焦点を当てた職員研修の実施やコンプライアンスマニュアルの改定などにより、組織的なチェック体制の充実を図り、再発防止に取り組んでまいります。

このたびは町民の皆様にご負担をおかけすることとなりましたこと、また関係の事業者様にご迷惑をおかけいたしましたことを改めておわびを申し上げ、提案趣旨の説明とさせていただきます。御議決を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 補正予算の説明の中でも再三質問をさせていただいておりました。この問題については、単に国から入ってきたお金が使えないばかりでなく、当初は申請がしていないため国からもらえていないという説明をされておりました。これが新聞報道等で知らされたことにより、県から既に愛荘町には当該の国の補助金の支払いがされているということが判明したということの後ほど知らされました。当然、国の補助金を使えるものが使えなかったということは大きなミスではありますが、入っていたお金が分からない。しかも、外部からの指摘によってそれが分かった。愛荘

町にとっては大変恥ずかしいことであると思います。

さらに、平成3年度の決算については、副町長はこれらについては関係がない、平成3年度の決算については含まれていない。あ、令和。令和3年度の決算には含まれていないということを当初述べられておられました。どういう認識のもとにそういうことが述べられていたのか。最終的には一般会計の繰越金で入っているということが認められたわけでございますけれども、これらはどういう経緯からこういう状況になっていたのか、再度説明を求めます。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** 御答弁申し上げます。

このたびの事務の不適切な処理につきましては、全員協議会等で御説明をさせていただいておるところでございますけれども、その説明に何度もお時間を頂戴をいたしましたり、あるいは説明した内容に行き届きなどところがありまして、御迷惑をおかけしておりますことを改めておわびを申し上げます。

ただいま上田議員のほうから御質問のありました2点でございますけれども、まず、後ほど知ったということについてお尋ねの点でございますけれども、当初この事案が判明いたしまして調査をいたしました段階で、その調査に十分至らないところがありまして、国からの交付金を実績として受けておったということについて、当初御説明が至らなかったものでございます。

また、令和3年度の決算に含まれていないという御説明、御回答をさせていただいたことについてでございますけれども、令和2年度分の補助金、交付金として受けているものでございまして、それが令和2年度の特定期間という中で収支を締めて、令和2年度決算で整理をさせていただいているものということで、それについて令和3年度に改めて国からの交付金が収入されたとか、そういったことではないという意味で、令和3年度には含まれていないという御答弁をさせていただいたものでございますけれども、今ほど御指摘もありましたように、令和2年度で収入をしておりますものについて、令和2年度決算の最終的な収支の残額の中にたくさん入ってきております交付金については繰越しされる形で、一般財源の令和3年度に持ち越し形で町の財源としては含まれております。それが引き続き令和4年度にもございますから、今後、国に対して返還をすることになりました際には、その財源を、一般財源になっておりますけれども、その財源を基に国に対して返還をさせていただくということでござい

ます。

説明が不行き届きだった点につきましては、改めてお詫びを申し上げます。

**○議長（村田 定君）** ほか、質疑ございませんか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 職員に対する聞き取り調査の中でも既に入っていたのが、聞き取りができていなかったということは、大変その聞き取り調査自身も十分でなかったという具合に私は思います。

また、令和3年度には不祥事が5件既に発生し、令和4年度、まだ半年もたっていないのに既に3件の不祥事が発生している。入っていたお金が分からなかったということを含めれば4件になると思うんですけども、これはくしくも、副町長がおっしゃったように、個人のミスが組織でカバーができない体制、それこそが問題であると思います。そのことについては、新たな組織替えや、決裁については、この問題については、政策監によると、担当者と課長が決裁することに決まっているんやと、私は決裁しなくていいから見ていないという具合におっしゃいましたが、このような体制ではまたこういうことが起こり得ると私は思いますが、今までから、十分職員にはミスのないように訓示をされているのは当然でありますし、町内の点検についても、その都度その都度されているのは当然であります。今回改めて、町長が、私は町長自身に訓示をせないかんと思うんですけども、町長が職員に訓示をし、庁舎についての再点検をしましたとおっしゃっておられますが、これで十分だと思われませんか。

それについて、町長お答えをお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** それで十分かというところでおっしゃっていただいております。どれをもって十分というのは本当に難しいというところがございますけれども、やはりそれぞれの職員が持っているこの使命をしっかりと果たしていくということ、事務を適切に処理するということは当然でございますけれども、やはり住民の皆様の信用、信頼というところを一つ一つのアクションにおいてしっかりと勝ち取って築いていかねばならないというのが、私たち行政に求められているものでございます。

そういう点におきまして、どのような訓示をした、どのような研修をしたということだけではなかなか達成できるものでないかもしれませんが、各員が改めてその使命ということを心、肝に置いて日々の実務にしっかりと当たっていくということを組織の文化にしっかりと改めてしていきたいというふうに思っております。

でございます。

**○議長（村田 定君）** ほか、質疑ございませんか。4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 今回の事件で、基本的な報告、連絡、相談というこの非常に基本的なことがなされてなかったというのが1つの問題です。これから、そのことに対してどういう取組をされるのか、副町長にお尋ねします。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答え申し上げます。

今、澤田議員御指摘のとおり、今回の事案、報告、連絡、相談ということがもう少し密にできていれば、もう少し早くに発見できた、あるいはもう少し違う方法で解決が図れたのではないかというふうに考えております。

研修といいますか、その後の対応ということでございますけれども、今、コンプライアンスマニュアルというものを職員全てに渡しております。そのところで、報告、連絡、相談というところについても詳しく書いております。それについてももう一度読み返しをいたしまして徹底すること、また事務ミスがどういうところから起きるのかということについて、またそのコンプライアンスマニュアルをさらに内容を充実させるということを考えております。

また、報告、連絡、相談というのは、職員一人一人の意識もそうですし、それを受けるほう側の上司が報告、連絡、相談を部下の者がためらわない、そういった組織風土というのも大変大事だというふうに思っておりますので、課長を集める会議等ございますので、そういった場でも徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（村田 定君）** ほか、質疑ございませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。この条例提案は、今回の不祥事といいますか、そうした中での10分の1の減額をと、町長並びに副町長、そのことが示されているわけです。そのこと自体が、私自身はその思いというものは受け止めます。ただ、改めて、この条例を出す日が9月の上旬の本会議で出したいという予定、それはもう先ほどの質疑の中で出ていましたが、そのときの当初の説明と、急遽どんどんと説明、事務処理の仕方等々が惹起してきて、要するに町長並びに副町長の説明が、要するに議会議員を混乱させるというのか、整理がつかない説明を次から次からしていると。

そうした中で今、答弁の中で言われたのは、令和2年度の交付申請に起こっている。それは特定財源として処理をしているので、令和3年度には及ばないという言い



方をしたわけです。しかし、一般財源としての、そちらに含んでいるので、その一般財源が令和3年度に行っているの、要するに令和2年度のその交付金が特定財源から一般財源化されて、要するに一般財源として令和3年度に及んでいると。繰越金という言い方がいいのかどうかは知りません。

その中で、私は、令和3年度の交付金には含まれていないと、要するに特定財源には含まれていないという意味でその答弁を申し上げたと。それ自体がもう答弁が奇怪なんです、奇々怪々なんです。要するに、令和2年度の特定財源として交付金を受けているわけで、コロナ対応で。それが改めて令和3年度のコロナ対応の交付申請をしていかなかったら、当然そんなものは発生もしないし、それで含まれていないなんていうようなそういう説明、私は奇々怪々だと思うんです。

要するに、そういう調べ方をしていたら、一体今後もどういうふうに、簡単でしょう。特定財源として特定財源で調べれば、特定財源ないねやから、そら特定財源はありませんよ。それで、しかし、からくりは、一般財源化しているの、要するにどこへその特定財源が行ったか分からないから、理論上の話というか、事務処理の話なんです、要するに。それをおかしな説明をこの本会議、会議録が残る中でも、私はやられていることが非常に奇々怪々だと思うんです。

3年度は申請してないんですから、3年度の特定財源として入ってないはずですよ、その部分は。それを繰越しなんていうことはないし、繰越しされたら実行しな、それは明確にはっきりしてきますよ、事務処理として。令和2年度の3月の本会議で間に合わない、急遽コロナが交付金が下りてきたから、実行できないから、要するに令和3年度に繰り越して実行するわけで、当初予算に補正予算を組んで繰越し財源をするなり、もしくは年度末補正予算を組んで繰越し財源を示すなり、そういうような会計処理だと、事務処理ですよ。

それだから、あなたの今の答弁なら、その事務処理が全く、そういう順序立てて説明されていないで、単なる3年度の交付金に入っていないからと。入るわけがないものが入っていないと言っていることがまた1つ奇々怪々。そういうことを私はどのように説明をされるのかなど。こういう説明が、議案を出された後に次から次からそういう時系列で起こる。令和3年度の3月10日に交付金を返済したと。差額分を返済したという言い方をされた。差額分を返済したということは、その交付金の概算交付金が入ってきてても、返還金を計上したというんだったら、ある程度明細が分かるはず、

事務的に。何ができて何ができてないのかをもっと明確にできてきたはず。その説明、事務的な説明をちょっと奇々怪々なんで、説明されると。だから、そういう説明を改めてしていただかないと、我々一体この皆さんの予算書、決算書をどう見ればいいのかということにつながってくるんですよ。チェック機能なんだと、ここは、議会は。

昨日の話、丁寧には言えませんが、町長自らが辰己とは協議できないと、極論的な言い方すれば。そんな発言をされて、こういう質問をしてもあなたの言うことは聞けないという捉え方になってしまうわけ。これ、重大な発言をしているということ。そういう点でちょっと、だから私は副町長のそういう事務的な今、順を追いました、会計やらそういうものを。そういうところでの説明を改めてしていただきたいと思いません。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** 御質問にお答えをさせていただきます。

全員協議会等での説明が、調査の不足等もありまして至らないところがありました点については、改めましておわびを申し上げます。せんだっての全員協議会でも御説明をさせていただいた国からの交付金の流れと決算でございますが、改めて御説明を申し上げますと、令和2年度分といたしましては、交付決定を296万1,000円受けておりまして、それに伴います国からの交付金と同じ額、同額が概算での交付を受けております。

令和2年度分といたしましては、その段階で決算がされておりますので、国からの296万1,000円を受領している状態ということでございます。これに対応する令和2年度分の支出はございませんでしたので、翌令和3年度に精算をするわけなんです。その際に、国への実績報告を事務手続上、誤って金額を報告していたということがございます。これが119万4,000円の実績報告でありまして、誤った実績報告で国としても額の確定をされたということになっておりますので、先ほどの296万1,000円と119万4,000円の差額になる部分が返還を要する交付金ということで、令和3年度におきまして、差額となります176万7,000円分を返還をいたしております。

今ほど申し上げましたように、令和3年度に実績報告をいたしました119万4,000円というものについては、これが誤りの実績報告でございましたので、これに

ついて、今も受けている状態となっておりますから、それについては返還が必要になってくるということでございまして、この令和4年度の返還金の予算で予算計上させていただくというのが国からの交付金の流れでございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 会計処理、事務処理、それは説明で分かります。

1つまたその説明をすることによって、要するに概算二百何万の交付金が来た。そのうち事業実績を調べたら百十数万は未執行で残していると。その差額を返還したと。未執行やない、ごめん、執行したという実績でなかったらおかしい。だから、実行したという実績で後の差額を返還した。その実績が、そこでもう既にチェックが一遍入るじゃないですか。おかしいじゃないですかということになる、説明が。その百十数万は、だから、事業執行したんだから一般財源にも入りませんわね。だから、おかしな、どんどんどんどん、こういう問題を皆さんがもっと危機感を持って捉えてもらうために私は質疑しているだけであって、それに対してこの条例提案が、こういう説明を堂々とできることが、その条例提案の趣旨に沿うのかどうかということになってくると思うんですよ。ですから、私は本当に、なぜ3月10日に、もうあのときの全協のときにもそう思ったんですが、あえてそのときは質疑しませんでした。そのときに明らかになれるはずのものが次に動くというのは、これは副町長も奇々怪々だと思うんですよ、今となれば。その奇々怪々という言葉は使えないけど、そちら側は。

でも、私はそういうチェックが、本当に今後これ、コンプライアンスをしますとかいろんなことを言われているんだけど、もう一度洗い直さないと、誰がどこでチェックするの。自らが、今の組織機構が不十分だというて言っているんですよ、逆に言えば。だから、そういうところも含めて本当にその政治姿勢、先ほど町長のほうは、丁寧に言われた言葉で返さなあかんのですが、私の物すごく雑駁なまとめた言い方をしていますが、そういう姿勢自身が職員に影響を及ぼしているのではないかと思うんです。ここらをどのように捉えられるのかなど。条例提案に対して政治姿勢も含めて、副町長には改めてそういう事務的なところで答えていただければなど。なぜその3月10日に見つからなかったのかということで、お願いしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** 事務的な面のお問いにつきまして、お答えをさせていただきます。

なぜチェックで見つからなかったのかというところでございますけれども、事務処理の中で、チェックが十分働かなかったということに尽きますので、もう一度どこに原因があったのか、決裁を行う者のそのやり方も含めて、それぞれの事務においてミスを起こさないように、チェックシートを作りましたり、あるいはそれが分かるものというものを確認しているわけですが、担当者の確認に加えて、上司の者がそれを再度チェックする形で、ミスが起こらないようにしていくという形の事務処理を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今回のこの条例の提案を申し上げているというところの、その政治の姿勢も含めてということでお問いを頂きました。

先ほども、上田議員の答弁の際にも発言をさせていただいたわけでございますけれども、やはりこの事務ということ、行政の無謬性というところでございます。やはり適切な処理をするということが行政であるということは、社会一般の期待がそこにあるというのは、最低の部分としてございますので、この行政の無謬性というところはしっかりと私たちが担保をしていかねばならないというのが最低限のところであろうというふうに思っております。

その上で私たち、この行政、また役場に奉職するメンバーそれぞれ一人一人が大変高い使命感ということを、やはりずっと保持し続けねばならないという思いがございます。その部分におきまして、今回のことを含めて事務の不手際ということが連続して今、発生しておるということ。これはその当該の方のみならず、やはり愛荘町に奉職するみんなが共有するべきことであるというように、本当に思っております。私もその一員としてでございますけれども、本当に厳しい客観的な見方をしますと、これは今の愛荘町役場の実力だと言わざるを得ないというふうに思っております。そういう点におきましては、これ、本当に厳しい表現になっていると思っておりますけれども、それぞれ各位が我が事として今回のこの一連のことを捉えねば本当にいけないというふうに強く思っておるものでございます。そういう点におきまして、それぞれの各位が、私たちが奉職するこの役場行政ということが、本来の使命に照らして、大変正しい実務を行えているかということを経日点検をしながら、その使命にふさわしい職責を果たしていくという、役場にやはりなっていかなければならないというふうに思っておるものでございます。

それがゆえに、私も先日も職員の皆様に、大変私もその一員としてなかなか悩んでいますと、皆さんの力も賜っていきたいというふうに思っておりますと、本当に難しいところがございますけれども、なっていないじゃないか、駄目じゃないかというふうに言われて、それで魂に火が宿るといふ人間はなかなかいないとも思います。厳しい現実をしっかりとお伝えをした上で、また期待もして、また鼓舞もして差し上げなきゃいけないということも、人間のこの組織の運営としては大事だと思っておりますので、その辺りのさじの加減というのも本当に難しいところがございますが、やはりベースとしては、その使命というところをしっかりと果たしていこうということを改めてみんなと共有をしながら、住民の皆様の御期待にふさわしい組織運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

**○議長（村田 定君）** これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 7番、上田太治です。提案されております本条例改正案について、反対の立場から討論を申し上げます。

この問題は組織的、体質的な問題であり、今町長が開き直ったように言われました、これが愛荘町役場の実力であるなどというような問題では済まされないと思います。個人のミスを組織でカバーできないような組織は、まさに実力がないということであり、リーダーの資質が問われます。単に1か月、2か月の減給で済む問題ではないと思いますので、この条例に対しては反対を申し上げます。

一般会計補正予算の中で、業者に支払うべき予算についての補正については、私は、大切な愛荘町の子供たちを見守っていただいている業者の皆さんに迷惑はかけられないという立場から賛成をするつもりであります。単に給料の減額で済まされない、そういう立場から反対をいたしますので、議員諸君もよろしく賛同をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第42号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（村田 定君） 日程第1、議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第32号を御説明をさせていただきます。別冊の補正予算書のほうをお願いをしたいと思います。補正予算書の1ページをお願いをいたします。

議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）。令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,826万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億3,302万2,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為については、第2表 債務負担行為による。

5ページをお願いをいたします。外国語指導助手設置事業では、ALTの設置継続事業でございます。期間につきましては、令和4年度から令和7年度までで、債務負担行為の限度額は6,226万5,000円となっております。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、第3条でございます。地方債の変更は、第3表 地方債補正によるとなっております。6ページをお願いをいたします。

第3表 地方債補正でございます。臨時財政対策債において、額が確定をしたため、限度額を1億4,300万から1億1,234万4,000円に変更をお願いをするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

それでは、予算書、事項別明細書の9ページをお願いをいたします。各科目の補正額及び主な内容を御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。上段からでございます。10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税6,635万8,000円の追加は、交付決定による

ものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童福祉費負担金60万6,000円の追加は、地域型保育所等の利用増による国庫負担分で、補助率は2分の1となっております。

その下、15節です。介護保険料低所得者軽減対策負担金（過年度分）といたしまして84万3,000円の追加は、令和3年度負担金の精算によるもので、令和4年度の追加交付分でございます。

同じく14款で2項国庫補助金1目総務費国庫補助金16節社会保障・税番号制度関係補助金160万の追加につきましては、個人番号カード交付事務費及びマイナポイント事業費補助金でございます。

その下、2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金263万3,000円の追加は、新型コロナ対策に係る学童保育所、保育所への交付金、補助金でございます。

その下、3目衛生費国庫補助金7節新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金103万9,000円の追加につきましては、4回目接種の対象者拡大に伴います増額でございます。補助率10分の10となっております。

10ページをお願いいたします。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節児童福祉費負担金233万9,000円の追加につきましては、先ほど国庫で説明いたしました県負担金分で、負担率は4分の1でございます。

13節介護保険料低所得者軽減対策負担金（過年度分）といたしまして42万2,000円の追加、次に、同じく15款で2項県補助金1目総務費県補助金11節空き家バンク活用支援モデル事業費補助金24万2,000円の追加につきましては、県が補助金を新設されたことによる計上で、補助率は2分の1でございます。

その下、2目民生費県補助金7節児童福祉費補助金113万3,000円の追加は、先ほど国庫でも説明をいたしました学童保育所等の県負担分でございます。

その下、5目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金1,421万7,000円の追加につきましては、県が新設された補助金に町が上乘せさせていただき、農業用燃油高騰対策緊急支援事業補助金として計上するものでございます。そのほか、新規就農者に対する支援するための補助金が県より認められましたので、併せて計上するものでございます。

その下、10目教育費県補助金3節保健体育費補助金100万1,000円の追加につきましては、国スポ・障スポの開催に向けて、競技施設整備事業について補助金が交付されるものでございます。補助率10分の10となっております。

次に、同じく15款で3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金5万2,000円の追加は、5年ごとにあります生活のしづらさなどに関する調査の県からの委託金でございます。

11ページをお願いいたします。上段からです。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金8,910万2,000円の追加につきましては、財源調整によるものでございます。

20款諸収入5項雑入5目雑入1節総務費雑入19万7,000円、3節衛生費雑入1万4,000円、7節消防費雑入166万6,000円をそれぞれ計上させていただいております。

その下、21款町債1項町債1目総務債3節臨時財政対策債3,065万6,000円の減額につきましては、普通交付税の交付決定によりまして発行可能額が確定したことによります減額となっております。

以上が歳入とさせていただきます。

続きまして、12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費1項議会費1目議会費1節職員手当等6万円の増となっております。歳出の説明の部分において、報酬とか期末手当等でパートタイム会計年度任用職員となっている部分についての説明をさせていただきます。

会計年度任用職員については、当初予算では年度の切替え時において継続を想定せずに公募となりますので、1年目に来られる方の単価で予算を計上をしております。しかし、実際働いておられる職員さんについては、継続で来ていただいている方も多くおられます。こういったことから、単価も上がりますので、12月の期末手当の支給をされる前の9月補正において調整をさせていただくものですので、よろしく願いをいたします。

次に参ります。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費148万6,000円の追加、その下、4目会計管理費1万1,000円の追加、その下、6目企画費9万6,000円の追加は、今ほど説明差し上げました会計年度任用職員の報酬等の調整分でございます。



次に、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費1節需用費11万4,000円の追加につきましては、マイナンバーカードの普及拡大のため、受付に伴う消耗品費を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費134万6,000円の追加につきましては、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金の精算に伴います返還金でございます。

その下、2目社会福祉施設費44万4,000円の追加と、その下、5目人権施策推進費11万7,000円の追加については、会計年度任用職員の報酬等の調整によるものでございます。

その下、8目障害福祉費5万2,000円の追加は、県委託金収入にもありました、生活のしづらさなどによる調査の費用の計上となっております。10目福祉センター費10節需用費26万4,000円の追加は、愛の郷の空調設備の漏水による修繕費の計上でございます。

一番下、12目介護保険費27節繰出金236万2,000円の追加は、令和3年度負担金の確定、令和4年度負担金の追加交付された分を介護保険事業特別会計に繰り出しをさせていただくものでございます。

14ページをお願いいたします。同じく3款2項児童福祉費1目児童福祉総務費、節、上から5段目の17節備品購入費90万円の追加につきましては、子育て支援センターにおける新型コロナ感染の対策の備品購入費を計上するものでございます。

その下、18節負担金補助及び交付金607万4,000円の追加は、このうち107万4,000円分の補正予算については、先ほどから御迷惑をおかけしております令和2年度学童保育所6施設分の新型コロナ対策備品等の補助金の支払い分をここで計上させていただいております。事業者への支払い分となっております。よろしくをお願いいたします。その他の500万円分については、民間保育所5施設、学童保育所6施設分の新型コロナ感染症対策に係る補助金として今年度交付する予定のものでございます。

その下、22節償還金利子及び割引料1,870万1,000円の追加につきましては、令和3年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金等の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

その下、2目児童福祉措置費18節負担金補助及び交付金1,052万1,000円

の追加につきましては、地域型保育等の利用者増により増額するものでございます。

4目保育園費17節備品購入費15万4,000円の追加につきましては、新型コロナ感染対策に係る空気清浄機の購入として、町立つくし保育園分となっております。

その下の5目児童福祉施設費については、会計年度任用職員の調整分となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、節の上から4つ目、22節償還金利子及び割引料7,374万2,000円の追加につきましては、令和2年度及び令和3年度の新型コロナワクチン接種事業の負担金等の精算に伴う返還金の計上となっております。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金1,900万円の追加につきましては、担い手農業者に対し、燃油等の高騰分を支援するため、農業用燃油等高騰対策緊急支援補助金として新たに設置をさせていただいて、1,450万円を計上をさせていただいております。

その下、2つの補助金については、新規就農者に対し、経営を支援するため、補助金を計上するもので、歳入の県補助金分をそのまま歳出で計上をさせてもらっているものでございます。

次、5目農地費101万3,000円の追加は、国営湖東平和関連事業の指定工事分の負担金を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。7款商工費及びその下の8款土木費の内容につきましては、会計年度任用職員の報酬等の調整に係る計上でございます。

上から3つ目でございます。8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費12節委託費594万円の追加につきましては、町道名神国8線のラウンドアバウト交差点改良事業において設計変更が生じたことから、委託料を増額するものでございます。

その下、4項都市計画費2目下水道費30万円の減額は、下水道会計の補正予算に伴うものでございます。

17ページになります。9款消防費1項消防費2目消防施設費17節備品購入費16万6,000円の追加につきましては、補助金として当初予算計上しておりましたけれども、補助金交付要綱に基づき、備品購入費で計上するものでございます。3目防災対策費35万2,000円の追加につきましては、避難所における事前設置型特設公衆電話の設置に伴う収納ボックス取付工事及び電話機の購入費用を計上するもので

ございます。

次に、10款教育費1項教育総務費4目学校建設費10節需用費410万6,000円の追加は、幼小中学校施設の空調機器や遊具の故障による修繕費の計上でございます。

18ページをお願いいたします。18ページについては、会計年度任用職員の報酬等の調整に係るものでございまして、19ページのほうをお願いいたします。同じく10款5項社会教育費6目公民館費10節需用費80万円の追加については、公民館の消防設備である防煙垂れ壁の修繕等の費用を計上をさせていただいております。

その下、6項保健体育費1目保健体育総務費12節委託料100万1,000円の追加については、アーチェリー競技会場のレイアウト設計を行うため、設計費用を計上しております。これは県費10分の10となっております。

その下、17節備品購入費110万円の追加については、令和4年5月にスマイルエンジニア様から5万円を御寄付を頂き、多様な人が楽しめるニュースポーツでありますボッチャの備品を購入をさせていただくものでございます。2目体育施設費10節需用費19万7,000円の追加については、みゆき公園の男子トイレ等の火災の被害によりまして、修繕を行うものでございます。町の建物共済保険の対象となっております。3目給食費10節需用費352万円の追加については、給食センターの再熱ユニット機器の故障による修繕費を計上するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

最後に、20ページをお願いいたします。20ページから23ページにかけては給与費の明細書となっておりますので、御確認よろしく願いいたします。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 先ほど問題になっておりました国からの補助金分といいますか、業者に支払う分については、児童福祉費の14ページ、18負担金及び交付金に含まれているということでございますけども、国に返すべきお金、それはどこに含まれているんですか。

**○議長（村田 定君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 国のほうに返還をさせていただく分につきましては、

県を通じて国と相談をさせていただいております。国からの指示がございましたら、それに基づきまして、また予算のほうを提案させていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 国に返すお金についても、金額は確定しているはずですので、本来はこの予算書に上げるべきとは思いますが、それについての見解をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 支払いの時期が今年度になるのか来年度になるのかというところも想定がまだできておりませんので、県からの指示があったらまた御相談のほうさせていただきたいと思いますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** ほか、質疑ございませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。

入りの関係で県補助金、空き家バンクモデル事業というて入ってるんです。10ページ、空き家バンク活用支援モデル事業費補助金ということなので、本町は3月議会やこの議会やらでこの問題を取り上げているんですが、結局売買が起こっても、モデル事業になり得るのかどうかという、県の評価です。ですから、モデル事業として補助金が入っているので、それは受ける、もらえるものはもらったらいと思いますけど、その会計処理が、今の話、会計処理が1つもこの24万2,000円はあえて入っていない。今の空き家バンク事業に自動的にそれは補助金なので入れるのだけでも、要するに、財源のどういいますの、財源の振替というか、一般財源を減らすという行為があってもいいんですが、その行為が見当たらなかったんで、結果として、要するにこういう、ミスではないのよ、会計処理されているんで。だからこういうところの凡ミスをなくすという意味で2つ目は聞いています。

1つ目は、モデル事業としてされているのが、本町のやっている、やろうとしている事業がモデルに該当するのかどうか、県はどういう評価をしているのかということが聞きたいんです。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 歳入の空き家バンク活用支援モデル事業補助金24万2,000円の歳入の補正についてということですが、この事業につきま

しては、県のほうが新設をされまして、補助金名称のほうが滋賀県空き家バンク活用支援モデル事業補助金ということで、この24万2,000円につきましては、本年度当初予算で計上しておりました事業の財源として充てるものでございます。事業のほうが3つございます。空き店舗等の活用モデル検討事業ということで、大学と共同研究によりまして、空き家の活用モデルの策定ということでその研究事業に充当するもの、また、町と商工会の連携によります空き家施策に関しますパンフレットの作成であつたりとか、あと2月に実施を予定をしております空き家の相談会、こういったソフトの部分、空き家の利用促進に関して行う事業に対しての国、県の補助金というような形になっております。これはあくまでモデルの事業として県が進められるということでございます。

あともう1点、その財源の要はその充てた先が、要は一般財源との調整がどうなっているのかというところでございますけれども、歳出につきましては、12ページの総務費の項が1項総務管理費のうちの6目の企画費でございます。ここに国庫支出金24万2,000円が計上されております。これが歳入の増という形になっております。ただ、一般財源の減につきましては24万2,000円の減額があるんですけれども、その他の増額がございますので、表示といたしましてはマイナスの14万6,000円というような形になっておるという次第でございます。

**○議長（村田 定君）** ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。まず初めに、本で行われる安倍元首相の国葬に反対を表明し、議案第32号の反対討論を行います。

議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）に対して反対を表明します。議案第32号の中に、マイナポイント事業第2弾への対応に係る経費を増額する内容に対し反対します。それ以外の内容については賛成します。

マイナンバーカードが他分野の個人情報をもぎ取って利用できるようにするものであり、プライバシー侵害の危険を持つ重大な問題です。政府はマイナポータルを入り口とした情報を拡大させ、あらゆるデータを行政側に集積しようとしています。こ

のマイナポータル利用に、マイナンバーカードの鍵機能が必要なため、カード普及策が講じられているのです。国民が必要としていない制度に固執し、国民へのマイナンバーカード押しつけはやめるべきということを訴えまして、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）について賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う4回目の接種の対象者拡大に伴う人件費の計上、担い手農業者に対する燃油等の高騰分の支援費の計上、国スポ・障スポの開催に向けたアーチェリー競技会場のレイアウト設計費の計上、教育施設における設備等の修繕の計上となっており、コロナ禍の中、住民生活を支えるための事業展開が期待できるものであります。今後も、新型コロナウイルス感染症から住民生活を守るため、万全の対策を行っていただくとともに、この補正を年度の折り返しにおける大切な補正予算と捉え、さらなる適正な予算執行、予算管理をお願いし、各議員におかれましても御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決をします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第2、議案第33号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第33号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。補正予算書の24ページをお開きください。

令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,050万6,000円とするものでございます。

29ページ、事項別明細書をお開きください。今回の補正の主なものは、令和3年度の診療報酬の額が確定したことなどにより精査した結果を予算措置するための補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。

11款繰越金2目その他繰越金は、令和3年度の特別交付金の実績に基づく返還金等に伴い242万8,000円を増額するものでございます。

12款諸収入、雑入の10目普通交付金、これにつきましては、令和3年度の診療報酬の、こちらも額が確定したことにより、国民健康保険団体連合会からの返還が生じたことに伴いまして207万8,000円を増額するものでございます。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。

10款諸支出金3目の償還金の22節償還金利子及び割引料につきましては、令和2年度普通交付金及び令和3年度特定健康診査等事業費特別交付金などの額の確定により、滋賀県への返還金が生じたため、450万6,000円を追加するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 全員起立であります。よって、議案第33号 令和4年度愛

荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第3、議案第34号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第34号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。補正予算書31ページをお開きください。

令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,771万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,556万3,000円とするものでございます。

36ページの事項別明細書をお開きください。今回の補正の主なものは、前年分の介護給付費、地域支援事業費の実績に伴い、返還金の予算措置と前年度繰越金確定に伴う事業負担分及び基金積立てを行うものでございます。

まず、歳入の部でございます。8款繰入金2目その他一般会計繰入金1節の事務費繰入金は、総務費の増額により67万7,000円を増額するものでございます。5目低所得者軽減対策公費負担繰入金2節過年度分は、令和3年度介護保険料低所得者軽減対策負担金の確定により、令和4年度に追加交付される国、県、町負担分の168万5,000円を増額するものでございます。

9款繰越金1目繰越金1節前年度繰越金は、前年度の事業実績として3,535万5,000円を増額するものでございます。

次のページでございます。歳出の部、1款総務費2目認定調査等費については、会計年度任用職員の経験期間反映により、報酬、職員手当等合わせて67万7,000円を増額するものでございます。

6款諸支出金1目の第1号被保険者保険料還付金は、令和3年度以前の介護保険料の2還付分14万円を増額するものでございます。3目諸支出金は、令和3年度事業実績に伴う地域支援事業の確定により、過年度分として返還するため、2,587万3,



000円を増額するものでございます。2項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、前年度の事業実績に伴い基金積立てを行うため、1,102万7,000円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。歳入のところで、前年度繰越金ということで事業実績のお金が入っており、その中から過年度負担金、交付金、返還金を出され、そして厳密の数字の少しの違いはあると思いますけど、その残りの部分を介護給付費準備基金積立基金に積み立てられているというふうに把握するんですけども、この3年度の決算の7日の日にも質疑申し上げましたように、この第8期の事業計画になってから1年半になりますけれども、積立てばかりであって取崩しが無いものと思っていますけれども、ですから、つまり介護保険料をもらい過ぎて、その代償である、サービスのための支出というほうが、計画よりは少ないのではないかと、そのように考えます。その状況について答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

基金の積立てにつきましては、御存じのとおり介護保険の計画のほうが1期につきまして3年間という中で、その中で基金の積立て、取崩しの調整のほうはさせていただいております。この基金の積立て、取崩しにつきましては、計画期間3年間の中で、次回の計画における介護保険料に大きな影響が出ないようにということで調整しながらの運用というふうなことをしております。これにつきましては、基金の取崩しが保険料の抑制要因になりますので、取り崩す基金がないと次回の介護保険料の抑制要因がなくなるので、大幅に保険料が上がってしまう場合がございます。よって、積立て、取崩しの両手段によりまして、基金残高の確保に努める必要があります。積立てをやめてしまうと、積立金が少額になってしまいまして、次回からの保険料が上がるということで、積立金の残額を見ながら調整して積立て、取崩しをしているというような状況でございますので、特段、積立てばかりをしているということではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。つまり、第8期介護保険計画で、今の介護保険料を決めるときに、今の介護保険料を決めるために4,000万円ほどを取り崩すということで今の保険料があるわけで、つまり、今の保険料をずっと町民の方から頂いて、それについてサービスで支出しているということは、取崩しがないとやはり計画としては正しい、適切な計画になっていないと思います。それで、本当にもう半分の、3年間の半分が過ぎたのに、積立てが多くて取崩しがないと。今の介護保険料を下げるために取崩しをするんじゃないかと、今の介護保険料に設定するために取崩しをすると言ったんですから、やはりそれは道理がないものと思いますけれども、これについて答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

すいません、私自身ちょっと勉強中とのところもございまして、ちょっと的を射た回答になるかどうか分からないところがあって申し訳ないんですけども、議員の言われましたとおり、この8期の計画で決められています保険料については、ある程度、幾らぐらいを取り崩すとその額になると、保険料になるという計画のもと、設定のほうはさせていただいております。

ただ、先ほども申しましたとおり、抑制要因だけではなくて、別に上昇要因というものもございまして、例えばこれが年度内、急に発生するサービスの給付額の増加等、国の施策等によりまして、サービスの金額等が上がってくる場合等もございまして、その辺りの補填も必要ということで、基金の積立てについては、十分な基金残高の確保をした上で、あらゆる場合に対応できるような体制を取るという意味もありまして、基金のほうを確保しているところがございまして、

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 全員起立であります。よって、議案第34号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第4、議案第35号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案についての提案説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、私のほうから議案第35号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。補正予算書の41ページをお開きください。

今回の下水道事業会計の補正でございますが、企業債の発行可能額の増加に伴うものでございます。

第1条、令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和4年度愛荘町下水道事業会計予算（第4条）に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入第1項企業債の補正予定額30万円、第2項補助金の補正予定額がマイナスの30万円でございます。第1款全体といたしましては、プラスマイナスゼロでございます。

42ページをお開きください。令和4年度下水道事業会計補正予算実施計画書でございます。第1款資本的収入第1項企業債第1目の建設改良費等企業債の補正予定額プラス30万円、第2項の補助金第2目他会計補助金の補正予定額がマイナスの30万円でございます。

41ページにお戻りいただきまして、第3条、令和4年度愛荘町下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更するものでございます。資本費平準化債、既決予定額2億6,480万円、補正予定額30万円を増額し、合計2億6,5

10万円となるものでございます。

第4条は下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額とし、4億8,742万6,000円とするものでございます。

添付資料といたしまして、43ページにはキャッシュフローの計算書、44ページには予定貸借対照表を添付しております。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 全員起立であります。よって、議案第35号令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（村田 定君）** ここで暫時休憩をします。開会を10時35分としますのでお願いします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第36号～議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第5、議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、日程第10、議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまでを一括議題として、9月8

日の議事を続けます。

日程第5、議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、予算・決算特別委員会に付託し、審査が行われました。報告書が提出されています。予算・決算特別委員会の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会、村西委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 村西作雄君登壇〕

**○予算・決算特別委員会委員長（村西作雄君）** 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和4年9月27日、愛荘町議会議長、村田 定様。愛荘町予算・決算特別委員会委員長、村西作雄。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過。9月20日に各部門別質疑、全体総括質疑を行い、慎重に審査しました。また、予算・決算特別委員会に先立ち、9月12日から9月15日に第1委員会から第4委員会により詳細な説明を受けたことを申し添えます。

総務部門の主な内容は、情報公開、個人情報保護審査会について。行政機能の配置の最適配置と都市計画マスタープランの関連性について。預貯金、給与調査について。空き家等改修補助金について。コミュニティづくり推進事業補助金について。

産業建設部門は、災害に伴うパイプハウスについて。担い手確保事業について。歩道の防護柵について。空き家の解体について。

民生部門は、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業について。アピアランスケア支援事業補助金について。学童保育運営費の新型コロナ対策関連費用について。待機児童について。民生委員活動事業について。

教育部門は、愛知中学校大規模増改築事業について。いじめ対策について。体育施設費の補正予算内容について。生涯学習の在り方について。

最後に、総括質疑として、空き家等改修補助金について。これからの自治会の在り方、生涯学習の在り方について。街道交流館の費用対効果について。障害者の文化活動について。学童保育所に対する補助金についてなど、活発に審査が行われました。

質疑終了後、討論を省略し、採決の結果、起立多数で議案第36号 令和3年度愛  
荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては可決するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村田 定君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江  
君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。令和3年度愛荘町一般会計歳入歳  
出決算の認定を求めることについて、認定しないことを表明します。

本決算に計上されている町民の利益につながる事業に対しては賛成します。一方、  
本決算にはマイナンバーカードの交付やマイナポイント申込み支援事業など、マイナ  
ンバーカードに係る国庫補助金を受けて行う事業があります。政府の行政のデジタル  
化推進の第1の目的は、マイナンバーカードの普及促進です。デジタル改革関連法が  
昨年9月1日に施行されたことに伴い、国は地方に対して自治体独自の個人情報保  
護条例のリセットなどで、匿名加工情報制度、オープンデータ化と、情報連携、オン  
ライン結合を自治体に行わせようとしています。今議会で提案された愛荘町情報通信  
技術を活用した、行政の推進に関する条例とも関連しています。政府は、マイナンバ  
ーカードの普及促進をし、マイナポータルを通じて、教育、健康診断、介護サービス、  
子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報の宝庫である自治体が保有する  
情報を吐き出させようとしています。

行政は、部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会負担金の拠出など、長きに  
わたる同和行政を引き続き温存する姿勢は改めるべきです。令和3年度決算も、2年  
度に続き川久保と長塚のコミュニティづくり推進事業補助金の計上がありませんでし  
た。その理由は、コロナ禍のため行事を中止したとのこと。また、山川原のコミ  
ュニティづくり推進事業補助金も、予算計上の50万円の満額ではなく24万7,06  
9円と、使われた金額の計上です。根拠のない拠出はできない補助金であることが明  
確です。このような事業に対する補助金は、同和特別扱いの補助金ではなく、どこに  
でも拠出できる補助金にしていく必要があります。いろいろな人権問題を考える中で、

同和問題をはじめという言葉をやめる時期が来ていることを訴えます。現在、同和問題をはじめではなく、あらゆる人権問題を取り上げることがまちづくりの到達になっていることを伝えます。

行政機能の配置の最適化事業については、令和3年度決算の概要には掲載がありませんが、決算書への計上はありません。令和3年度予算も同様でした。令和3年4月に両庁舎の改修工事などの補正予算を提案するという説明を議会は受けましたが、町長は臨時議会の当日に議案提案を見送りました。その後、町長はいつ議案が提案されるのかを明らかにせず、結局、町民や議会に何の説明もなく1年間が経過しました。令和3年度に時間をかけて町民や議会への説明を行うことは十分にできたはずです。令和4年度になって7月に町民説明会を行いました。しかし、説明会での町民の質問、意見に納得できる答弁を行っていません。説明会で参加者から意見が出ていたように、町の全体像であるグランドデザイン2040を示してから、再度、最適配置の説明会を行うべきです。公共施設の再編問題は、地域の命運を左右する政策課題です。だから、住民合意が前提です。行政は令和6年（2024年）の9月に庁舎集約を予定しています。しかし、もともと2026年までに方針を決定することになっていました。急ぐ必要はなく、行政、町民、議会が十分に協議、検討することが必要です。決算審議の中で、税金滞納者の差押え件数が128件で、当事者に知らせず、貯金通帳などを調べることができるとの答弁でしたが、コロナ禍などの影響を受け、税金を払いたくても払えない町民の人権を尊重することを訴えて、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしや経済活動に多大な影響を与えています。感染症の対応については、感染防止策やワクチン接種をはじめ、様々な対策が講じられていますが、ウイルスの変異により7月から感染が急拡大し、また、終息が見えない状況となっています。そうした中、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、第2次愛荘町総合計画前期に基づく町の重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトの実施の必要な施策に対し、8つの分野、領域について重点的に推進されました。令和3年度一般会計歳入決算額は115億3,493万3,939円となり、前年度に比べ12億3,061万1,500

1円の減少となりました。税収においては、法人町民税や軽自動車税は増収となったものの、固定資産税が減収となり、4,104万3,564円の減収となっています。ただし、町税全体の収納率については上昇しており、徴収、強化対策の効果の現れと感ずるところでもあります。

次に、歳出決算額は109億3,323万4,916円となり、前年度に比べ14億907万6,138円の減少となりました。重点施策に関わる具体的な取組であります。子供子育て環境の充実として、自尊感情、自己肯定感の大切さを認識してもらうための講演会の開催や、子育て応援ふれママ教室での育児不安の軽減、幼稚園の一時預かりをスタートされたこと。学力向上、教育環境の充実として、児童生徒一人一人の基礎的読解力を高めるリーディングスキルテストの実施や、学校図書館を充実させ、読書冊数の増加を図られたこと。GIGAスクール構想に基づくデジタルドリル教材の導入や、ハード事業として愛知中学校大規模増改築事業を進められたこと、生涯学習社会の実現として、今後の生涯学習の方向性を導き出すために、地方自治研究機構との共同研究を実施されたこと、健康寿命延伸として、感染防止対策を行いながら健康元気もりもり教室を実施し、健康づくりを推進されたこと。気軽に取り組める健康づくりとして、囃むCOME+10の実施。がん対策として、内視鏡検査やアピアランス支援事業を実施されたこと。高齢者の活躍として、シルバー人材センターの女性会員を増やすための取組を実施されたこと。愛荘町の魅力発信として、地元の出身のお笑い芸人であるダイアンを愛荘町ふるさと大使に任命し、パブリシティの強化を図られたことや、ふるさと納税の事業者に対して支援を行い、ふるさと納税の寄付件数の増加に取り組まれたこと。安全で安心なまちづくりとして、町道愛知川栗田線の道路改良事業の実施や、土地改良施設の大規模改修計画を策定されたこと。持続可能なまちづくりの推進として、ウォークブルタウン創造事業や空き家対策など対策推進事業の実施、コミュニティ活動推進事業の実施、拠点連携型都市構造検討事業として、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定に取り組まれたこと。さらには、新型コロナウイルス感染症により、危機を乗り越えるため、国の補正予算などを活用し、感染症対策や経済対策を実施されました。コロナ対策はもちろんのこと、本町の持続的発展につながる各種の施策を執行されています。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、非常に厳しい財源状況が当面続くことが見込まれています。このような状況であるからこそ、職員の皆さんが一丸となって行財政改革に



取り組んでいただき、さらなる健全な財政運営と住民の満足度の向上を努めていただきたいと思います。

以上、本決算の認定について賛成するものでございます。議員各位におかれまして御賛同をお願いして賛成討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。本案に対する予算・決算特別委員会委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

日程第6、議案第37号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の報告審査を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、森野委員長。

[総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇]

**○総務産業建設常任委員長（森野 隆君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和4年9月27日、愛荘町議会議長、村田 定様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第37号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過。9月12日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。質疑、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第37号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村田 定君）** これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第37号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

日程第7、議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第8、議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第9、議案第40号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

**○教育民生常任委員長（竹中秀夫君）** 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和4年9月27日、愛荘町議会議長、村田 定様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第39号 令和3年度愛荘町後

期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第40号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、原案可決。

2、審査経過。9月14日に教育民生常任委員7名が慎重に審査をいたしました。国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、国民健康保険の役割について。子供に対する国民健康保険税の課税について。財政調整基金について。町独自の出産育児一時金についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定いたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、75歳以上の収入段階について。後期高齢者支援金について。きめ細かな対応について。保険料軽減対象者数についてなど、審査が行われました。討論は反対討論1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定をいたしました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、認知症初期集中支援チームの内容について、地域包括ケアシステムの深化について、認知症対策についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第40号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村田 定君）** 以上で委員長報告を終わります。

初めに、議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、反対討論を行います。議案第38号 令和3年度

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を行います。

行政自らが国民健康保険制度は国民皆保険を守る最後のセーフティーネットとの認識の上で、国民健康保険事業の運営は難しいと訴えています。その要因は、行政自ら国保加入者の非正規雇用という不安定就労、そして高齢化による所得の低下だと分析されています。その分析からすると、国と県、そして本町が国民健康保険事業の安定に責任を持つべきだということを示唆しています。

本町の国民健康保険事業ではどうか。令和3年度における財政調整基金は2,400万円基金増で、年度末現在高は1億9,974万8,950円の決算です。2,400万円の基金増は、国保税の取り過ぎを示しています。国保加入者は2,299世帯、3,724人です。令和3年度の基金増額2,400万円は、国保加入者世帯に税額軽減、年1万円行っても、なおおつりがくる金額となります。

国民健康保険事業の運営は難しいと言いながら、低所得者からの税収が多過ぎることに心は痛みませんか。加入者1人、年1万円の税の軽減を行っても3,724万円です。私は特に強く、何度も厳しく言っています。所得のない子供にまで不合理な、不条理な課税を行い、2,400万円の黒字をつくる行政の在り方は問われるということです。基金積立ての目的は、予測不能な収支バランスの急激な変化に対応する。すなわち、年度途中の赤字補填のためではなかったのでしょうか。しかし、国民健康保険事業は県統一化、そのために財政調整基金の使い道は、県への納付金不足への対応ということになってきます。納付金不足の準備金なら、高い国保税が払いたくても払えない加入者へのペナルティーである短期保険証の交付を中止を行い、加入者の命を守るべきだと訴えておきます。

財政調整基金を積み増ししなければならない目的が不明確になっています。県は赤字補填のために一般会計繰入れを禁じています。しかし、制度上の不備、不合理、不条理の是正に使うことは可能です。よって、徴収対象とならない所得のない子供への均等割の廃止のために、直ちに実行することを求めて反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田です。議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の承認を求めることについて。私は議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討

論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険を堅持することにより、地域住民の医療の確保と健康の保持、増進に寄与してまいりました。しかし、医療の高度化や被保険者数の減少などにより、国保事業の運営は年々厳しさを増しています。このような状況下、平成30年度からは滋賀県が財政運営の責任主体となる新国保制度が始まりました。町においては、税負担の公平化と保険税収納率の向上を図るため、納付者に対して納付相談の機会を拡大するなど、納付対策の強化に努められております。さらには、医療費の適正化事業にも取り組まれ、保険財政の安定的な運営も努められております。今後においても、税務課、健康推進課、住民課が連携され、保険者として引き続き安定した事業運営と財政運営の健全化に努められることを求めまして、本決算の認定について賛成するものです。

議員各位におかれましても御理解いただき、決算の承認に御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を行います。

年金生活者は、高齢者になるほど厳しい生活を余儀なくされています。本年10月

から後期高齢者医療制度は世帯の窓口負担が75歳以上の被保険者の課税所得、28万円以上や年金等の収入を基に世帯単位で判定されて医療費負担が2倍になる被保険者が生まれるということです。この制度改悪に相まって、令和4年度の議案第30号及び議案第11号の条例改定により、74歳以下の方が受けていた福祉医療費助成が75歳の誕生日をもって対象を除外され、医療費窓口負担、一律1割負担、もしくは2割負担が求められることとなります。

60歳、63歳から年金生活となり、高齢になるにつれて病がちになる。病が増えるのは、人として自然の摂理ではないでしょうか。医療費負担が増え、加えて物価が上がり、年金だけでは生活できない人も増えています。75歳になっても穏やかな生活が送れない。切ない声さえ届けることができない。その要因は連合制度であることを批判して、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田。議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて、私は議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

超高齢者社会を展望した新たな医療保険制度の体系の実現のため、75歳以上の高齢者に係る医療を都道府県ごとに設置する後期高齢者医療制度が創設され、14年が経過しました。この間、国では、高齢者の置かれている状況に配慮されて、保険料の軽減や徴収方法の変更などの対策が講じられ、制度は定着している状況です。令和2年度には、制度の持続可能性を高めるため、保険料の軽減特例の見直しが行われました。町においては、制度開始から制度の周知や保険料収納への理解を深めるために、広報誌などによる啓発のほか、窓口対応や自宅訪問されるなどのきめ細やかな対応に努められており、大きな混乱もなく、運営がなされています。高齢者が安心して医療を受けられるよう医療制度の充実と事業の円滑な執行に引き続き努められていることから、本決算の認定について賛成するものです。

議員各位におかれましても御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立

を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、議案第40号、令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第40号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を行います。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度です。介護保険制度は、国の社会保障制度の支援金を減額する方針の中で、介護サービス負担が増えています。施設等に入所する、低所得者の食費、住宅費を補助する。補足給付について、住民税非課税世帯で120万円を超えると自己負担金が2万2,000円増え、食費、居住費、保険料を合わせて月8万2,000円の負担となる実例も起きています。非課税世帯であっても情け容赦のない負担増を押しつけたことは断じて許されません。

社会全体で支えようと、このように言いながら、公助の責任を果たそうとしていないこの現実。こうしたものを解決するには、大企業は、このコロナ禍でも内部留保金を増やし、540兆円にも膨れ上がっています。大企業や富裕層への減税、これを改善すれば高齢者はもとより、現役世代の負担は軽減することができるわけです。適正な財源確保には背を向け、受益者負担の原則と自己責任の押しつけで家庭解放を求めています。家族生活がさま変わりし、老老介護も珍しくない事態の中、家庭崩壊をつくり出してきています。

国民の過半数が納得しない安倍元首相の国葬に膨大な税金を投入する一方、憲法で保障された最低限度の生活を営む権利、生存権を脅かす後期高齢者医療保険制度、そして、介護保険制度への適正な税金投入は行わないで、制度改悪に突き進む国の在り方を厳しく批判して、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田。議案第40号 令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の承認を求めることについて、議案第40号 令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の承認に賛成する立場から討論を行います。

令和3年度から、第8期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画がスタートする中で、コロナ禍での介護予防という難しい局面に対し、創意と工夫による取組を提案し、愛荘町独自の事業を実施することで町の高齢者に寄り添う思いや福祉のまちづくりに対する姿勢を感じることができました。

特に、地域包括支援センターを中心に認知症予防に力を入れ、職員手作りの脳のトレーニング問題集は一月750部以上を発行、また、頭部の健康チェックを実施し、軽度認知症を早期に発見するという新しい視点で認知症の重症化を防ぐ事業を創設、集落に出向いて、健康づくりを中心とした悠々教室を開催するなど、コロナ禍においても積極的な取組を実施していただいています。引き続き、町が提唱するみんなが支え、支えられる地域共生社会の実現とともに、高齢者が取り残されることなく、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい暮らしが送れるよう、さらなる取組についてますます期待されるところであり、今後も介護保険事業を適切に運営されることを要望し、本決算の承認について賛成するものです。

議員各位におかれましても本決算承認に御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第40号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

日程第10、議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

〔総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇〕



**○総務産業建設常任委員長（森野 隆君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和4年9月27日、愛荘町議会議長、村田 定様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過。9月13日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。質疑の主なものは、水洗化率向上に向けた取組について。未収金の内容と対応についてであります。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村田 定君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、認定することに決定いたしました。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） お諮りします。ただいま議案4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1、議案第43号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第43号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。議案書のほうにつきましては、1ページから4ページとなっております。条例説明資料につきましては1ページから8ページとなっております。よろしく願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。議案第43号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案を提出するものでございます。条例説明資料の1ページをお願いいたします。

改正する理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正を受け、町条例の文言や規定について所要の改正を行うものでございます。

改正する要旨でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を受け、非常勤職員の育児休業の取得条件や文言の整理を行うものでございます。

改正の内容でございますけれども、非常勤職員の育児休業取得に係る改正といたしまして、主に2点ございます。その部分を御説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、町条例の第2条第1項第4号アの改正の部分でございます。非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件についてでございますけれども、現行では子の1歳6か月到達日以降に引き続き任用される可能性があることが育児休業取得の条件とされておりましたけれども、改正後につきましては、子の出生の日から57日間プラス6か月を経過する日以降に引き続き採用される可能性があることが条件とされたものでございます。非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件が緩和されたというものでございます。

2点目でございます。この部分については、町条例の第2条第1項第4号イ、それと第2条の第3項、第2条の第4項の改正の部分でございます。現行では、保育所に入所できない場合などにおきまして、子の1歳から1歳6か月、または1歳6か月から2歳の間の子の育児休暇については、それぞれの期間の初日から取得できませんでしたので、夫婦間での途中交代ができませんでしたけれども、改正後については、夫婦が交代で育児休業を取得することができるとされたものでございます。

簡単に申しますと、子の1歳から1歳6か月または1歳6か月から2歳の間における育児休暇について、それぞれの期間において、途中で夫婦交代で育児休暇の取得が可能となったものでございます。いずれにしましても、施行期日については、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第43号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（村田 定君）** 追加日程第2、議案第44号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** それでは、議案第44号 財産の取得につき議決を求めることについて御説明させていただきます。議案書のほうは5ページをお開きいただきたいと思います。

次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

その内容です。

1、取得の目的。令和4年度物品第14号、愛荘町情報セキュリティー強化対策事業（第2次）。

2、取得の方法。指名競争入札。

3、取得金額。2,431万円。

4、取得の相手方。住所、京都府京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3。氏名、株式会社ケーケーシー情報システム代表取締役社長、松下直弘でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第44号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第3、議案第45号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第45号を御説明をさせていただきます。別冊補正予算の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,707万4,000円を追加をさせていただいて、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,009万6,000円とするものがございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表 歳入歳出予算補正によるものがございます。2ページ、3ページがその第1表となっております。

それでは、予算書、事項別明細書6ページをお願いいたします。各科目の補正額及び主な内容を説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金3節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,472万5,000円の追加につきましては、ワクチン接種事業に伴う事業経費によるもので、負担率は国の10分の10となっております。

その下、2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金7節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金5,459万6,000円の追加につきましては、体制確保事業経費によるもので、補助率はこれも10分の10となっております。

17款寄付金1項寄付金1目一般寄付金10万円の追加につきましては、愛知電機工業株式会社からの御寄付によるものがございます。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金765万3,000円の追加

につきましては、財源調整によるものでございます。

以上が歳入とさせていただきます。

引き続きまして、7ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費10節需用費87万9,000円の追加につきましては、秦荘庁舎空調機器に關します機器の修繕料でございます。

その下、12節委託料473万円の追加につきましては、秦荘庁舎の空調設備設置に伴います設計業務委託料でございます。

13節委託料及び賃借料175万9,000円の追加につきましては、これも秦荘庁舎についてですけれども、現在空調設備関係が故障をしているということに伴いまして、仮設対応しておりますけれども、その空調設備、レンタル費用を計上しているものでございます。

3款民生費1項社会福祉費12目介護保険費27節繰出金8万3,000円の追加につきましては、介護保険事業特別会計補正予算に伴うものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予備費6,932万1,000円の追加につきましては、オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種に伴います事務事業経費を計上するものでございます。その1節報酬費3節職員手当と4節の共済費等については、会計年度任用職員及び正規職員の人件費でございます。

8ページをお願いいたします。7節につきましては、報償費といたしまして、医師等の謝礼となっております。10節需用費以下につきましては、ワクチン接種の事務的経費または事業執行に係ります経費となっております。先ほど、歳入にもございましたけれども、補助率は国庫の10分の10となっております。

下の段でございます。10款教育費4項幼稚園費1目幼稚園費10万円の追加につきましては、先ほど入りもありましたように、愛知電機工業株式会社から受けた御寄付につきまして、愛知川幼稚園、秦荘幼稚園それぞれに備品購入費として5万円を計上するものでございます。

9ページをお願いいたします。6項保健体育費1目保健体育総務費7節報償費20万2,000円の追加につきましては、スポーツ大会出場激励金の対象者の増により増額するものでございます。

最後に、10ページから12ページにかけまして、給与費明細書となっております。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第45号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 追加日程第4、議案第46号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第46号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。補正予算書の13ページをお開きください。

令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,572万8,000円とするものでございます。

18ページの事項別明細書をお開きください。今回の補正につきましては、介護報酬改定に伴い、現在使用しております介護保険システムの改修を行うため、補正予算をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。3款国庫支出金2項国庫補助金2目事務費交付金、2節の事務費補助金として8万2,000円を増額するものでございます。8款の繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金の1節事務費繰入金として8万3,000円をお願いをするものでございます。

次のページの歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節の委託料としまして、介護システム変更の委託料16万5,000円を増額させていただくものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第46号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村田 定君）** お諮りします。ただいま意見書1件、議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1、意見書第2号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） それでは、意見書を読み上げさせていただきます。

令和4年9月15日、愛荘町議会議長、村田 定様。

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書。上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。提出者、愛荘町議会議員、森野 隆。賛成者、愛荘町議会議員、小菅久宣。同、中川喜代和。同、村西作雄。

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書。

罪を犯していないが、誤った捜査、裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全て、甚だしい場合は死刑によって命さえ奪われる。冤罪はあってはならないと誰しもが認めることでありながら、その被害は後を絶ちません。しかし、冤罪の救済には、気の遠くなる年月がかかる実態があります。

2000年代に入り、足利事件に始まり東電OL殺人事件、布川事件、近くでは湖東記念病院人工呼吸器事件など、重大事件で再審無罪判決が相次いで出されました。一方、袴田事件や大崎事件のように、やっと勝ち取った再審開始決定が、裁判所の不服申立てによって再審が取り消される事例も少なくありません。あつ検察官、検察官の不服申立てによって、ごめんなさい。

冤罪は決して人ごとではなく、私たちが満員電車での痴漢疑惑や野球観戦での盗撮疑い、スーパーでの万引き間違い通報など、誤認逮捕から冤罪につながる事例もあります。

前述の重大事件で、再審開始が認められて無罪となる過程では、検察が捜査で集めた証拠を隠し続け、開示しないことが大きな壁となっていました。通常審では一定の要件で証拠開示が制度化されていますが、再審においてはルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法のもとの平等原則さえも踏みにじられています。また、再審開始決定に対

する検察による不服申立てが許されることも大きな壁となっています。

再審は、罪を犯していない冤罪被害者を救済するための最後のとりででもあります。再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が無実の人の救済のためには喫緊の課題であり、加えて再審における手続きの整備の必要性が、今強く求められています。

無実の人を誤った裁判から迅速に救済するため、下記のとおり再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を速やかに行うことを強く要請します。

記。1、再審のための全ての証拠を開示すること。新証拠が求められる再審事件こそ、検察等手持ち全ての証拠開示が必要です。

2、再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。有罪、無罪は、再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。再審決定に不服があれば、再審公判で主張が可能です。

3、再審における手続を整備すること。現行法では、再審請求審をどのような手続で行うのか規定がないに等しく、再審請求人の権利がほとんど保障されていません。再審の手続を整備しルール化が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月27日。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、法務大臣様。

滋賀県愛荘町議会。

以上です。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 澤田です。大事な意見書が提出されました。そこで、賛成者の小菅議員に意見書とは何かをお尋ねします。

そして、もう1つ、提出者の森野議員の考えをお聞かせ願います。全国の地方議会において再審法の改正を求める意見書の提出されている議会がありますが、自治体が意見を言うべきではないとの声が多くあります。冤罪防止を強調するあまり、犯罪被害者の人権がおろそかになるとして採択を見送った議会もありましたが、その辺はどうお考えかお尋ねします。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅久宣です。意見書とは何かという質問をもらいま

した。

前回、6月の議会のときも意見書という形で、燃油高騰について、私が提出者となり意見書を出させてもらったのもあるかと思いますが、地方議会自体が、地域の民意をもって議員となった以上、地域のために話をしていくというのが大事なことかなと思います。それに対して、愛荘町議会が、小さな地方議会ではありますが、そういう旨を国のほうへ届けるということも大事かなと思います。

私も四、五年前に湖東記念病院で入院したことがあります。そのところの身近なこの地方議会、また地域の身近なところでも、湖東記念病院が問題になりました。そのこの議会の地域の者が、そういうことでやっぱり意見書として、一番、私も研修会の際に話を、意見等出させてもらいました。検察が不服申立てをすることによって、再審法がある中で否決される。再審がなされないということは、再審法がある中で、あつてある中で否決されるんやったら再審法って何なんやろなという部分が、特に疑問に思った部分であります。そういうことにおいても、やっぱり地域、議会、地方議員が大きな力となって、国のほうへ訴えていくべきかなと思うので、これは意見書として出すのは大事かなと思って、賛同したものでございます。

ありがとうございます。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 冤罪防止を強調するあまり犯罪被害者の人権がおろそかになるというようなことですけれども、犯罪被害者、もちろんそうですけれども、これ、冤罪も被害者なんです。犯罪被害者と冤罪被害者、決してそれを私は比べて、冤罪被害者のほうにウエートを置くとかというようなことは申しておりません。

身に覚えのない罪で服役された場合、そんな場合でも、冤罪によって命さえ奪われる。本当に冤罪というものは恐ろしいものだということを皆さん、十分考えていっていただきたいと思います。無実の人を処罰しては決してならない。その点にウエート、どこにウエートを置くかというたら、その点にウエートを置いて、私は意見書を出させていただきました。

もちろん、地方の小さな自治体が国に申すんですから、そんなんで国、動くんかいなというようなお考えももちろんあります。私もこの意見書を、愛荘町議会が出す意見書によって国が大きく変わろうと、そんな大それたことは考えておりません。たとえ数ミリでもいいから考えに動きがあつてほしい。数ミリじゃなかつてもいいんです、

1ミリでもいいんです。そんな思いで出させていただきました。

本当に、再審というのはなかなか開かずの扉と言われてますし、なかなか開けられない。これ、聖書の言葉にもあるんですけども、針の穴をラクダを通すようなものだ。針の穴にラクダを通す。これはもうめっちゃくちゃ難しいことなんです。そんなことが、再審は、だからそんな難しいことでも、私たち地方議員でできることはあるのではないかという思いで意見書を出させていただいたわけなんです。

私の耳にいろんなことが入ってくるわけなんですけれども、昨日も全協でほかの市町はどうなんですかというような御質問を頂きました。もちろん、ほかの市町の動きというのは考えていかないといけないと私も思っております。ただ、この再審法、冤罪については、ほかの市町がどうやこうやじゃないんですよ。私たちの個人の考え、パーソナルプログラム、それで考えていかないと、ほかの町がやったから私たちもやる。ほかの町がしないから私たちもしないじゃなしに、私たち議員が、また人間としてパーソナルプログラム、そこをしっかりと考えて冤罪を少しでもなくしていきたいというような思いがあります。そんな思いで意見書を出させていただきました。

もう少しお話をさせていただくのが許していただけるのであれば、いろんな意見が入ってくるという1つに、これ最初からちょっと色彩が違ったん違うか、色がついたん違うかと。ややこしい言い方を申しますけれども、ちょっと違う色から来たんじゃないか。こんな色関係ないんですよ。

先日、大相撲が終わりました。左四つでも右四つでもいいんです。相撲を取って相手を負かす。得意は左四つでも右四つでもこれは個人差あっていいんです。でもここは、左四つであろうが右四つであろうが、いつそのことならもうもろ差して相手の回しを取って、頭をつけて、顎を引いて腰を低くして押し出していく。そんな思いでこの冤罪、また再審法は考えて、皆さんいついていただきたいと思えます。

昨日の全協でも、久保田議員なんかもっと相談してほしかったなと、もっと勉強会するはず違いましたんか、森野さんというようなお言葉も頂きました。確かにそうです。もっともっと勉強したらよかったです。そして、久保田さんにも相談して、賛成者の1番目に、1番に久保田さんのお名前を出して、これは私のミステークです。謝ります。すいません。申し訳ございません。でも私たちも数は少ない、2回勉強会をさせていただきました。そこでいろんな勉強もさせていただきました。でも、頭で考えて動くよりも、ある程度頭は無知では駄目です。少し知識を得て、次は何をするか、

足を動かしましょう。久保田議員もスポーツやられてたら分かりますけれども、頭で考えるより取りあえず足を動かそうよと。足を動かすことによって今度頭もついてくるんですから、そんなことで私はこの再審法について意見書を提出させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** 私は請願書を取り下げて、いきなり意見書を提出されたことについては賛同しかねております。そこで、請願書と意見書に紹介議員並びに賛成者として署名されております中川議員に少しお尋ねいたしたいと思います。

各種団体から政府に意見書を提出されたとの請願も数多く上がっていますが、国の外交に関することや町の権限外のものまで含まれている傾向にあるということが判明しております。この意見書、大変重たいことでございますので、意見書の採決に当たって留意すべき事項とは何か、どのように思っておられるのか、御教示願いたいと思います。

それと、もう1つ、先ほど森野議員言われましたように、我が町は我が町やということをおっしゃいましたが、やはり他団体の状況も踏まえて考えていかないといけないと思います。

1つ目に、県内の請願採択の状況、意見書の可決状況を調べてあると思いますが、教えてください。同じように、全国の状況も教えてください。全国的に可決された意見書が関係省庁においてどのように取扱いされたか、それもお調べと思いますが、教えてください。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 3番、中川喜代和君。

**○3番（中川喜代和君）** 高橋議員の御質問にお答えできるかどうか、私は自信はございませんが、私の思いとしては、再審法の冤罪というのがものすごいございます。私の調べただけでは足利事件、そして東電OL殺人事件、そして布川事件、そしてまたごく最近の湖東記念病院の西山美香さんの事件です。そして袴田事件、そして大崎事件、そして日野事件もございますが、私の知るところではこれだけございます。

その中で、いろいろと再審請求をしておられますけれども、その道中で亡くなられた方もおられます。そして、亡くなられた方、あと御家族がまた再審請求をやられてお

ります。そんなことを鑑みますと、やはり御家族がものすごく御心配をしております。それに対して我々が、議員一人一人が、私1人がどんだけ頑張ってもどうかなという疑問が残ります。しかしながら、私としては大きな堤防でも小さな穴から崩れていくと思います。だから、私自身、この再審法の改正に向けては賛同させていただいたわけですが、この高橋議員がおっしゃっていることに対して答えになっているかどうか分かりませんが、私の気持ちはそういう気持ちで賛同させていただきました。

そして、全国で調べてあるかということなんですが、私は全国は分かりません。あとは森野議員が再審の長ですので、その方からお聞き願えますか。

私のお話はそれで以上です。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** どれだけあるんやというような、先ほども私申ししたんですけど、数的なことを申しますと、滋賀県内では甲良町と豊郷町ということを知っています。

全国調べさせていただくと、いろんな、どこに意見書を求めるかによって違うんですけども、おおむね30余りの自治体が出しているというようなことも聞いております。

ただ、先ほどももう一度繰り返すにはなるんですけども、どこの町がやったから我々はやるんだ、やらないんだというのは、今回に限ってはこれ、ここにフォーカスを当ててしまうと、全くこの再審、また冤罪ということを解決しようというところにもうぶれぶれになってしまうんですよ。そこは焦点を当てる、今回はですよ、ことではないんです。何にフォーカスするか。再審は許してはならない。そこにフォーカスを当てると、おのずと自分のベクトルというのが決まってくるんじゃないかなと思っています。

そして、なぜそうしたら愛荘町やるんだというようなことですけども、冤罪というのはこれ、大きな大きな人権侵害なんです。役場の前に石碑、もう薄くなっておりますけれども、憲章ですか、町民憲章、第2章に「人権を尊び」と、人権をうたっております。また、この町は愛荘町人権尊重のまち宣言というのを出している町だからこそ、この冤罪にはしっかりと目を向けて、ほかのところにはフォーカスしないでください。しないでおきましょう。取りあえず冤罪、許してはならない。お身内の方が冤罪に巻き込まれたら、これ大変なことになるんです。そこを考えていただいて、いろ

んな情報は入りますけれども、しっかりフォーカスを当てる。間違ったところにフォーカスを当ててしまうと、何や何や、何でするんや、どうやこうやというようになりますので、そこはしっかりとフォーカス当てるところをしっかりと見据えていただいて、お願いしたいと思っております。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 1 番、久保田正利君。

**○1 番（久保田正利君）** 1 番、久保田です。1 つ、早く質問したらよかったんですが、先ほど森野議員からいろいろと言っていただきましたので、言い訳ではないですけれども、やはり僕は昨日もお話しさせてもらたんですけども、議員全員が、全員ということはないかもわかりませんが、同じ方向、ベクトル同じ方向でやっていけたらなってつくづく僕は思っておりました。意見書を見たときにも、ちょっと適切かどうか分からないですけども、はみごかなというふうな思いもあります。

私は全然冤罪を反対するとかいう立場で物を言うわけではないんですけども、もちろん先ほども述べられましたように、痴漢であったりとか盗撮でいろんな目に遭われている方は本当にいらっしゃると思います。無実にもかかわらず、尊い命を絶たれた方も中にはおられるのかもわかりませんが、ただ、私この、もっと勉強会してほしいかなというのは、片方の意見しか聞けてなかったというのが、そこに僕は心に何か残るものがあります。両方を確認して勉強した上でさせてもらわなあかんかったのかなというふうな思いがありますので、その辺だけお聞かせ願いたいというか、どちら様にといいのかわかりませんが、そういう気持ちがあります。

この議会で六法に関わる刑事訴訟法、司法に入り込むのではないですけど、意見を聞いてはるのかわかりませんが、それがほんまに許されるといいますか、何かちょっと重いという感じがします。だから、もっともっと勉強して、手を挙げるなら手を挙げるということを僕は、僕の心の中ではそれをしたかったなと。ほんまにそれは心の底からほんまに思います。

冤罪された方も、逆にさっき、冤罪された方は、両方を持ってはると、その被害者かもわかりません。そういう人の心を見てしゃべるのが裁判やと思いますので、なかなかそこに入り込むというのは、今の回数ではちょっとあんまりわかりませんが、取りあえずこの司法に対して入っていくというのじゃないですけど、その辺をお聞かせ願えたらなというふうに思っております。誰が答えてくれるかわかりませんが、

お願いします。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** つくづくもう私のミステークで、久保田議員ともっとお話しさせていただいて、本当に賛成者の1番になっていただかなかって、もう今さら言っても仕方ないんですけども、今後こういうことがあれば、もっと密になってお話しさせていただいて、お互いの意見を調整させていただいて、1つの方向性に向かうようにやっていけたらなと思っておりますので、その節にはひとつよろしく願いいたしますし、今回の件、改めて何度も何度もですけども、重ね重ねではございますけれども、ごめんなさい、ミステークでした。すいません。

司法のところと言うのはどうかというようなことですけども、私も先ほどの右四つや左四つの話でもありますし、この司法に対して私が言うてどうなんやという思いも、本当に悩みました。でも、だから何もしないということでは駄目だと思うんです。それで何度も繰り返しになりますけれども、どこに今回、焦点を私は充てたというところを考えて、もうほかの余計なものは、余計なものとか、ほかのものは少し横に置かせていただいて、意見書を出させていただいたということでございます。本当に皆さん、冤罪、大変なことになります。再審法も本当に針の穴へラクダを通すような作業でございます。ただ、それだから何もしないということはやめておきたいなと思っております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** だからこそ、もっと勉強会が、するべきやったのではないかなというところに、もう僕はそこに尽きます。

ちなみに1点ですけど、今回、片方だけの僕は意見しか聞けてなかったのも、おそらく、検察ですか、ぐらいはどう思っているのかなと、調べられたとしたら、お聞かせいただけたらありがたいです。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** すいません。そのところは私も調べられておりません。もっと勉強すればよかった、確かにそうなんです。もっと勉強すればいいんです。でも、先ほども言いましたけれども、取りあえず足を動かしましょうというようなことです。



足を動かせば、また頭も、勉強も頭もさえてくるというようなことで、言葉が不適切かも知れませんが、頭でっかちになってもこれ駄目だし、そこら辺を、でも、勉強しないよりもしたほうがというのは、久保田議員のおっしゃるとおりでございます。また今後、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（村田 定君）** ほか、質疑ありませんか。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。この意見書の提出、これは決して私は悪いとは言っておりませんし、言う筋合いもございません。そこで、私は全員協議会でも申しあげましたように、6月からこの勉強会をやられた。私の記憶の中では2回ほどありました。そのときには今言われる大津を拠点とする方々がお見えになって、勉強会で冤罪についての意見をるる申し上げたわけでございます。そういった中で、私は当時、私も冤罪については勉強不足でありながらも、二十数年、30年近くこの件には携わっております。この件で非常に苦しんでおるといふ被害者の1人を求めて、私はそれ以外の方もおりますよ。そこまであの手この手と、あの人この人というわけにもいきませんので、とにかく冤罪という仕組みから、扉からどうしても抜け出すことになるように頑張らなあかんということで、1回や2回や5回や10回の勉強会にも参加は、もっと多くの参加をし、自分なりの知識を身につけながらこの意見書なり請願書なりを出すのを、本当は私は愛知川町時代からでも、議会の中へ賛同を求めするのは、簡単とは言いませんけれども、出すことは当時から思っておりましたけれども、なかなか私たちが出して、それが本当に中央のほうで、取扱いの中でやっていただけのものかと、いろんな躊躇もしながら私は今日まで迎えてきたと。

そういった中で、おととい、昨日の新聞、これはこの意見書の中でも1つも名前も挙がってこない。解放新聞、これは皆さん見たら分かるとおり、おとつい、私は勉強の結果の中で、こういう新聞が毎週1回ずっと私のところへ届いておると。これは何かというたら、弁護団の鑑定人尋問を東京高裁でやっている。こういうことで、非常に、あなた方らが言われる以上に、中央に対して、この弁護団はどちらの弁護団であれ弁護団には間違いありませんので、こういうことで非常に門を開いてくれないと、これが非常に私は何十年の人生の経験上で、非常にこの件については、私だけやありません、皆様とも同じ私は考えだろうと思っております。

冤罪については、私は決して反対するものではありません。しかし、この中で、出された方々にちょっとお尋ねをしたい。私も勉強のためでもありますので、議事録

に残ったことを私も今後の勉強の場でいろんな皆さん方の意見等々を踏まえながら、私も意見を参考にしながら言っていきたいと、このように思っておりますので、そこで、先ほどから県内に何件、全国に何件ということは、大体そうだろうなということも分かっておりますけれども、なかなか先ほどから言うように、地方議会のほうで、なかなかこの件については、非常に1人の人間の心というか、人間を左右する私は意見書ではないかなと。これが、ごく一部でも、かけらでも届いたらええだけでは、私は、決して悪いとは言いませんけれども、本当に司法がこれだけのものの気持ちを持って上がってきたんだというようなことを言っていたら、私は司法にもなってもらいたいし、また、これをもう先ほどから何遍も同じことを言いますけれども、門を開いていただけないこの冤罪というのは、検察庁が抗告してそこで潰されるということも御存じだろうと思っておりますけれども、なかなかこの件は私は難しいだろうと、こういうふうに思っております。

そういった中で、皆さん方に提出者、賛成者の皆さんにちょっとお尋ねがしたいのは、当初、請願書が出ておりました。その請願書がおそらく取り下げてあろうかと思っております、今のこの本日の議会の中で入るまでにはもう取り下げておるだろうということが1点、知りたいのと、またその請願を取り下げた、その理解を求める請願者の方の名前すら上がってないと、これはどうかなと。請願というのをどういうふうに思っておるのか。普通は、請願が出て意見書に切り替わっていくと、議運を開いて。これは議会のルール上で私は申しております。しかし、意見書が突発に出たという、これも悪いことではありませんけれども、その請願者の賛同もされた方もおります。その方々に請願の代表である方々の名前すらこれ、意見書に上がってないということは、どういうところではねたのか。その請願を出された方の希望をもって、6月から勉強会の説明に見えておったと、私はそういう解釈をしております。その名前すら出てこないということは、どういうことであるのか、提出者以下、賛成者ですか、この方々に一度教えていただきたいと思っております。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 昨日の全協でも竹中議員のほうから、今のような御指摘を頂きました。昨日の全協で私、少しだけお話しさせていただいたんですけれども、ルール上は何の問題もないと考えていますというようなことを言ったら何を言ってるんだと、そこを言ってるんじゃないよと、道義的なことを言っているんだよというような

ことを受けました。まさしくそうです。道義的、人の踏み行くべき道を、正しい道かどうかということ。この件、私、意見書出させていただくときに、辰己議員にコンタクトを取って、お話をさせていただいたとき、辰己さんは、私、私というのはこのときは辰己議員です。辰己議員、私に別に義理立てすることはないよと。そんなこととてごたごた言う小さな男ではないと、小さな人ではないよというようなことを言って、懐の大きい方なんだなという思いをさせていただきました。私と辰己議員の間でしっかりコンセンサスが取れていると私は理解しておりますし、意見書に私の名前、辰己議員の名前がないからとごたごた言うような小さな男ではないということもしっかり言われましたので、コンセンサスはしっかり取れているということで理解しております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。簡潔にお願いします。

**○5番（村西作雄君）** 今ほど竹中議員のほうから請願者でお二人名前上がっている中のお一人が今回の意見書に載ってないじゃないかというような御質問を頂きました。ただ、私の立場としては、この意見書に対して賛成をするというだけの賛成でございますので、特に請願者の方が当初あったのが載ってないということについては、提出者の方の考えだというふうに認識しております。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 3番、中川喜代和君。

**○3番（中川喜代和君）** お答えします。

最初の請願書のときは、私と辰己議員とで賛成者として出させていただいております。そのときに、辰己議員からお電話を頂きまして、そして請願書が多分取り消されるか何かと私も聞いておったんですけども、それで私の名前を、賛成してくれるかということなんで、辰己さんからお電話をもらったときは、辰己さんがそう言われるなら賛成しますよと言って、それは、請願書はそこで私は取り消されたと判断しました。そして、今回意見書に変わったわけなんですけど、意見書のときも、私も電話で何度かコンタクトを取ってしゃべらせてもらったんですけど、請願書で結局は私は取り下げられているんやから、意見書ではちょっと考えさせてくれということで、最初はそうでした。しかし、森野議員とかの熱い気持ちが、私も胸を打たれたというんですか、それで私も賛成者として、請願書で賛成しておるものですから、だから、意見書で賛成さ

せていただくということになりました。

そして、さっきの件の、竹中議員の言葉で、これが答えになるかどうか分かりませんが、私は明確に制度がない再審なくして、裁判所が再審を決定したにもかかわらず、検察庁のほうから特別抗告を出す。そしたらもうそれが全部ゼロの状態になるわけです。また再審を起こさないかんなる。だから、それが1年、2年じゃなく何十年ってかかるわけですよ。何十年もかかるに至って、本人はもちろんですけども、家族、それについている御親戚、家族、ものすごい負担がかかっていると思います。だから、そんなことが結局は、検察官から準抗告をせんように、特別抗告をせないように、そういう気持ちでこれ、意見書に賛同させていただきました。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。初め、請願という形の中で出されたのは事務局のほうからも聞いてましたし、請願が今度意見書に変わるという話の中で、私ら1年生議員の中、また先輩、竹中議員みたいなベテランな方の意見等もありますねやけど、辰己さんの初めの請願、提出者であるんですねやけど、辰己さん入れなくていいんですかという話も、私もそんな話はさせてもらいました。けど、議会運営委員会の中でもう決まっていますというような形、それは承諾済みですというようなことで、1年生議員として、真の気持ちの中で同じ賛同者にならせてもらったという形でございます。

本来ならば、どうなんかなという部分もありましたけど、議会運営委員会の確認済みですということの中で、そういう賛同者としての名前を務めさせていただきましたという経過でございます。

**○議長（村田 定君）** 質疑、答弁は簡潔にお願いします。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 納得がいったら簡潔で終わりたいです。

さて、ありがとうございました。提出者なり賛成者の皆さんのお答えを頂きました。また、私の勉強の一環として、またこれも胸の中へ収めてまいりたいなど、このように思っております。

そこで、再度お尋ねしたいのは、4名です。勉強会、先ほど言いましたように、6月から2回ほどやらせていただきました。この勉強会するまでにですよ、議会の経験、1期でも2期でも経験、または行政にも携わったいろんな関係上の方で、今日までそ

のような気持ちかというか、そのような考えは一度もなかったのか。また、この勉強会で初めて知ってなったのか。そこらのところをちょっとお聞かせを願いたいと思います。

これはなぜかという、6月に勉強会を、研修会を開いてもらいたいということを議長宛てにあって、議運でもそれを協議して、ほんで初めて全員協議会の中へ持って上がったという経過があります。そういった中で、皆さん方、今日までこういうような、今出されたような考えは今日まで浮かばなかったのか、また今日まで新聞報道、報道ということは新聞なりテレビなどでも、今日述べるまでに、いろんな事件や冤罪やいろんな件は言うてきたというようなことは、大概、今の時代であれば覚えておるかと思っております。そういった中で、今日までそういうような気持ちを持たれなかったのか、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** いろんなニュース、新聞等で冤罪ということは知っておりました。ただ、今回のこの勉強会でよりもう一歩前にというか、深くというか、知ることができたと思っております。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 3番、中川喜代和君。

**○3番（中川喜代和君）** 私も同じく司法とか、報道とか新聞とか報道、テレビ、メディア、そんなところでいろいろと勉強もさせていただきました。そして、西山美香さんが6月、7月でしたっけ、もう生の声を聞かせていただきました。あれで私はすごい人がおられるんだな、実際にそういう目に遭われて、実際、再審して無罪を勝ち取ったと、すごい労力だと思います。だから、そんなことを鑑みて自分自身で賛同、賛成することとしました。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 私は、初めてそういうことを知ったか知らないかという、新聞報道等で、長い人生を獄中の中で暮らされたということも大変やなということは分かっていました。けど、この研修会において、最終に検察庁の異議申立ての禁止というところの部分、そこが一番引っかかった部分で、これは大変やなど。再審法がある中での、また再審法の異議申立てということもある。ほな、法律がありながらするな

という、そこら辺がもうちょっと整理せなあかんのかなという部分を感じたので、こういう場に立たさせていただいております。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** ありがとうございます。

冤罪というお話は新聞記事とかでいろいろ聞いておりました。その中でも、県内でも日野事件とか例の湖東記念病院事件とかというふうにありました。そんな中で、私はいつか機会があったら、やはりその冤罪をなくす、そんな行動に出たいなという思いで、常々いました。そんな中で6月、7月と、冤罪に対する再審法が改正すべきやというような勉強会を企画していただいて、やはり、この冤罪をなくすために、再審法改正が必要だという思いを新たにしたところでございます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** ほか、よろしいですか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。この冤罪については、私は決して反対とかという意味を持っておりません。ただ、意見書として提出するためには、もっと勉強会をして立ち止まってやっていくのが、私はいいのではないかなと、このような思いで反対になるんですかな、私は討論をさせていただきたいと思います。

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書について。本意見書内容については、現時点では賛同することは適切でないと考えます。だからこそ冤罪が起こってしまった事件については、法務省において再発防止に向けた真剣な検討が行われていると聞き及んでおります。

一方、法制審議会の特別部会からは、再審請求審における証拠開示について一般的なルールを設けることが困難であることや、手続、構造が異なる再審請求審で通常審の証拠開示制度を転用することは、整合しないといった問題点が指摘されております。このことについて、令和元年11月26日の参議院法務委員会において、再審請求審における証拠開示制度を設けることにつきましては、本法制審議会の新世代の刑事司法制度特別部会において議論をされておりますが、そちらでは、再審請求審における証拠開示について、一般的なルールを設けることが困難であること、また、手続、構

造の異なる再審請求審において通常審の証拠開示制度を転用することは整合しないと  
いった問題点が指摘されたところであります。

当時の森まさこ法務大臣からの答弁があったところであります。政府、与党は、裁判における証拠書類や証拠物の保管、閲覧等については、検察によって、事案に応じて刑事訴訟法及び刑事訴訟記録法の規定に基づいて行われているとの見解です。また、再審制においては、下された判決は重く受け止めるべきであり、再審制度に基づく手続で慎重な検討、審議を行うことは、司法制度に対する国民の信頼を維持するために重要なプロセスと考えます。刑事再審法の見直しは、現行の裁判制度による判決の位置づけを変質させるおそれがあり、刑事再審法の改正については、慎重な検討が必要と考えます。このような観点を踏まえ、本意見書に賛同することは、今ここで立ち止まることと考え、適切ではないと考えております。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 私は再審法改正を求める意見書について、賛成の立場から討論をさせていただきます。犯罪についての被害者も加害者も、それぞれ人権はあります。まして、冤罪のために課せられている加害者については言うまでもありません。ただいまる議論がなされているわけですが、請願については、全員協議会の中で提案をされ、勉強会をさせていただきました。その中で、十分請願の提出者からのコンタクトも取った上で、本議会の中に意見書を提出されており、ルールにはのっとっておると思います。また、この議員必携の中にも、町村議会において、情報社会の進展に伴い、住民意識の高揚や、住民運動が活発化される傾向を見て、町村議会においても住民世論の盛り上がりや行政需要を先取りする政策の活動の必要が痛感され、その対応の1つとして、意見書の提出をすることが望ましいと書かれております。意見書や請願について、愛荘町議会でこれだけ議論がされたことは私はないように想像します。こうしていろんなところで、いろんな機関や審議会の中で議論をされることこそが、1つの意見書の目的であると思います。そういう意味合いから、私はこの再審法改正を求める意見書については賛成をいたします。

以上です。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 意見書に賛成者の名前を連ねておりますことから、私からも

賛成討論をしたいと思います。

私たち議員全員は、6月、7月の全員協議会で現行の再審法での問題点、課題をつぶさに学習しました。一昨年だったと思います。先ほども久保田議員のお話もあったように、もっともっと勉強会をしてというようなお話を頂きましたけれども、一昨年、ヨウ素の錠剤を町で備蓄してほしい、備蓄すべきという請願が出されました。そのときは、何の勉強会もせずに請願書が読まれただけで、何の議論もなく数で採決をされて、否決をされた思いを今もつぶさに思っております。そんな中で今回、確かに検察側の意見というのも聞くべきだったかもわかりませんが、2回の勉強会をさせていただいたということは、これ愛荘町議会として近年まれに見る行い、行動であったんやないかなというふうに私は思っております。

先ほど、県内の市町、19市町での意見書採択の状況を報告されました。確かに、甲良町、豊郷町、2町だけあります。市の議会の採択はありません。しかし、私たち愛荘町議会がこれは正しいことだ、これはすべきことや、報道すべきことやというふうに感じていただけたならば、町村議会から市議会を動かす、滋賀県の審議会を動かす、そんな愛荘町、1つの愛荘町の議会でありたいというふうに思っております。それが私たちに課せられた責務と考えます。いいことはいいこととして行動する、そんな愛荘町議会になりたいと思います。議員皆さんの採択の賛成のお願いをして賛成討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより意見書第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、意見書第2号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。12時を大きく回っておりますが、あと少しですのでこのまま続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** それでは、続けてやらせていただきます。

---

## ◎議提第12号～議提第14号の上程、説明、決定



**○議長（村田 定君）** 追加日程第2、議提第12号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第4、議提第14号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出がありました。閉会中の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、議提第12号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第13号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第14号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

---

#### ◎議提第15号の上程、説明、採決

**○議長（村田 定君）** 追加日程第5、議提第15号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、議提第15号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員の派遣することに決定をしました。

---

#### ◎閉会の宣告

**○議長（村田 定君）** これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

---

#### ◎町長挨拶

**○議長（村田 定君）** 町長、挨拶。

**○町長（有村国知君）** 令和4年9月愛荘町議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、報告案件2件、条例案件5件、財産取得案件1件、補正予算案件6件、愛荘町一般会計歳入歳出決算認定案件6件の合計20案件でございます。慎重審議の上、全ての案件につき御議決を頂き、誠にありがと

うございました。

なお、令和2年度の学童保育所、新型コロナウイルス感染症対策補助金に係る不適切な事務処理をはじめ、複数の事務処理の誤りが発生していることを重く受け止め、改めて適正な事務処理の徹底と組織的なチェック体制の充実を図り、再発防止に取り組んでまいります。住民の皆様からの負託に応えるよりよいサービスをこれまで以上に提供できるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症については、過去の波をはるかに上回る勢いで感染が拡大した第7波も、8月下旬をピークに新規陽性者数は着実に減少傾向となってきました。先ほどは補正予算（第5号）におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種のオミクロン株対応に係る経費をお認めいただきました。10月下旬からの接種開始に向けて、接種券の郵送等、鋭意準備を進めてまいります。

これからの寒い時期は、インフルエンザなど感染症の拡大が懸念される時期でもあり、新型コロナとの複合的な感染の波を起こさないよう、住民の皆様におかれましても、これまで行ってきた感染拡大防止対策に引き続きお力を賜りたいと存じます。

今期定例会における決算審議や一般質問において、議員の皆様から様々に頂戴した御意見を踏まえ、今後も引き続き適切かつ効率的な町行政の運営に誠心誠意努めてまいります所存です。

結びに当たりまして、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御健康と御多幸を、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（村田 定君）** これをもって、令和4年9月愛荘町議会定例会を閉じます。大変御苦労さまでした。

閉会 午後0時53分

上記会議の次第は事務局長 青木清司の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 9 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 10 番